

公益財団法人 交通遺児育英会 評議員・役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第18条及び第34条に規定する評議員及び役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(各役員等の報酬の種類と額)

第2条 報酬の種類と額は以下のとおりとする。

- (1) 常勤役員（理事長及び専務理事）に対し定例報酬・特別手当・退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員（会長）に対し定例報酬・退職手当を支給する。
 - (3) 非常勤役員（会長を除く。）及び評議員に対し、会議への出席、会務の処理に対する報酬を支給する。
- 2 常勤役員、非常勤役員（会長）の定例報酬・特別手当の額は別表1に定める。
- 3 非常勤役員（会長を除く。）、評議員の報酬の額は別表2に定める。

(定例報酬の日割計算)

第3条 新たに常勤役員及び会長（以下「常勤役員等」という。）になった者には、その日から定例報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの定例報酬を支給する。
- 3 常勤役員等が死亡により退職した場合には、その月までの定例報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により定例報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その定例報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(特別手当)

第4条 特別手当は、6月および12月において、それぞれの月の1日（以下「支給基準日」という。）に在職する常勤役員に対し、支給することとする。

これらの支給基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

(退職手当の算定基準)

第5条 常勤役員等が退職（死亡退職を含む）したときの退職手当の額は、在職期間1月につき退職した日（死亡した日）におけるその者の定例報酬に別表3に定める割合を乗じて得た額を規準に、理事会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定した業績勘案率を乗じて得た額とする。

- 2 在職月数の算定は暦に従って計算し、月数の1月未満の端数が生じた場合はこれを1月と計算するものとする。
- 3 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接

本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。

- 4 退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切上げるものとする。

（費用）

第 6 条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用につき支払うものとする。

- 2 常勤役員には通勤に要する交通費の実費を支給する。

（報酬の支給日）

第 7 条 常勤役員等の定例報酬はその月の 16 日に銀行振込にて支給する。なお支給日が休日にあたるときは、その前日とする。

- 2 常勤役員の特別手当は 6 月と 12 月の末日までに支給する。
- 3 常勤役員等の退職手当は事由発生後、遅滞なく支給する。
- 4 その他の報酬は事由発生後、遅滞なく支給する。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（顧問、奨学生選考委員会委員、評議員選定委員会委員への準用）

第 9 条 顧問、奨学生選考委員会委員、評議員選定委員会委員（職員である委員を除く。）が会議への出席、会務の処理を行った場合には第 2 条第 1 項第 3 号の規定を準用する。

（補則）

第 10 条 この規程に定めのない事項およびこの規程に抛りがたい事項が生じたときは、理事会の決議を経て会長が決定する。

附 則

1. この規程は、公益財団法人交通遺児育英会の設立の登記のあった日から施行する。
(平成 22 年 7 月 30 日理事会議決)
2. 従前の有給役員給与規程及び役員費用弁償規程は本規程の適用をもって廃止する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程第 2 条第 2 項を別表 1 のとおり改定する。
2. 国家公務員の平成 23 年度給与改正に準拠し、年間給与水準の減額は正を行う。
是正額は、平成 23 年度の年間報酬額総額に調整率（100 分の 0.5）を乗じて得た額を平成 24 年度の報酬額から控除する。
3. この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程第2条第2項を別表1のとおり改定する。
2. この規程は平成24年7月1日から施行する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程第5条第1項を平成25年3月19日に改定し平成25年1月1日から適用する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程第2条第1項第1号及び第4条を改定する。
2. 同規程第2条第2項を別表1のとおり改定する。
3. この規程は平成25年11月19日から施行する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程の別表3を平成30年3月16日に改定し平成30年1月1日から適用する。
2. 評議員・役員等の報酬等に関する規程を令和元年8月12日に改定する。

附 則

1. 評議員・役員等の報酬等に関する規程第7条第1項を改定する。
2. この規程は令和2年3月16日から施行する。

別表 1

1. 定例報酬・特別手当

(1) 常勤役員

イ 理事長

年間総報酬額 11,000,000 円

定例報酬			特別手当	
定例報酬計	うち定例報酬Ⅰ	うち定例報酬Ⅱ	6月	12月
665,500 円	583,170 円	82,330 円	1,419,000 円	1,595,000 円

定例報酬Ⅰは退職手当の算定に使用する額である。

ロ 専務理事

年間総報酬額 10,000,000 円

定例報酬			特別手当	
定例報酬計	うち定例報酬Ⅰ	うち定例報酬Ⅱ	6月	12月
610,350 円	534,600 円	75,750 円	1,255,800 円	1,420,000 円

定例報酬Ⅰは退職手当の算定に使用する額である。

(2) 非常勤役員 (会長)

年間総報酬額 2,400,000円 (定例報酬 200,000円)

別表 2

事 由	支払いの額
1. 理事会・評議員会・奨学生選考委員会・評議員選 定委員会等への出席	1 回につき 15,000 円
2. つどい・相談会等本会主催行事への参加	1 日につき 15,000 円
3. 会務処理のための助言、調査、校閲等を行った場 合	1 案件につき 15,000 円
4. 監事の監査業務	1 年間につき 200,000 円

別表 3

退 職 の 時 期	割 合
平成25年1月1日～平成25年9月30日	100分の12.25
平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の11.50
平成26年7月1日～平成29年12月31日	100分の10.875
平成30年1月1日以降	100分の10.4625